

# 12月4日～10日は人権週間です

～人権についてみんなで考えよう～

くわしくは 総務課 人権・男女共同参画推進係 ☎0288-21-5184

市は、「一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会」の実現を目指す。指したまちづくりに取り組んでいます。

## 犯罪被害者等の「人権」

平成17年(2005年)に、犯罪被害者とその家族の権利利益の保護を目的とした「犯罪被害者等基本法」が施行され、近年、犯罪被害者等の「人権問題」への社会的関心も高まり、犯罪被害者等の保護や支援が図られてきています。

犯罪被害者やその家族が受ける被害は、犯罪による直接的な被害だけではなく、精神的な苦痛、治療費の支出などに伴う経済的負担、周囲の心ない言動、インターネットを通じて誹謗中傷、プライバシーの侵害など、被害後に生じる二次的被害に苦しめられる場合があります。

犯罪被害者とその家族が再び平穏な生活を営むために、市は、県や支援センターと連携し、窓口の相談や犯罪被害者等の状況に即した対応に取り組んでいます。市民の皆さん一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況を正しく理解し、配慮することも必要です。

## 犯罪被害者等の相談窓口

公益財団法人被害者支援センターとちぎ(宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館2階)午前10時～午後4時(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

☎028(643)3940  
☎028(623)6600

## 人権相談所の特別開設

人権週間にあわせ、通常の人権相談のほか、人権擁護委員による人権相談所の特別開設をします。

## 人権相談所の特別開設

会場	実施日	受付時間	問合せ先
市役所本庁舎	12月9日(金)	午後1時30分 ～3時30分	総務課 ☎21-5184
日光公民館	12月5日(月)		市民サービス係 ☎54-1116
藤原公民館			市民サービス係 ☎76-4104
銅やまなみ館	12月8日(木)	午後2時～4時	市民サービス係 ☎93-3112
湯西川公民館		午前10時～正午	市民サービス係 ☎97-1114

※足尾地域(銅やまなみ館)および栗山地域(湯西川公民館)については、通常の人権相談開催となります

## 全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

11月18日(金)～24日(木) 午前8時30分～午後7時(土曜・日曜日は午前10時～午後5時)  
☎0570(070)810

女性に対する暴力を、なくそう

性暴力を、なくそう



毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

また、11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

### ▼暴力は人権侵害です

暴力は、その対象の性別や、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者や、内縁相手、婚約者、恋人などからの暴力(DV)、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し尊厳を踏みにじる行為です。

この機会に、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりをしていきましょう。

### ▼性暴力とは

同意のない、対等でない、強要された性的行為のことです。どんな相手(身近な人や夫婦・恋人)でも、どのような状況や場所でも、性別や年齢に関係なく、望まない性的な行為は性暴力にあたります。

▼あなたの気持ちを伝えてください

ひとりで悩まずに、まずは相談してください(秘密は厳守します)。また、被害者から相談されたら、専門の相談機関があることを教えてください。

## 相談窓口

相談機関	電話番号
日光市女性相談ほっとライン 平日(午前8時30分～午後5時15分)	0288-30-4140
(性被害)とちぎ性暴力被害者サポートセンター とちエール	028-678-8200 または #8891
(性被害)栃木県警察性犯罪被害者相談電話	0120-363-339 または #8103

※緊急を要する場合は、110番通報をしてください

キュアタイム  
Cure Time

内閣府による性暴力に関するSNS(チャット)相談(毎日午後5時～9時)



# みんなで子どもの虐待を防ぎましょう！

毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。

くわしくは 子ども家庭支援課 家庭児童相談室 ☎0288-30-7830

## こんなことは虐待のサインかもしれません

- ・尋常ではない大人の怒鳴り声と子どもの泣き声が聞こえる
- ・子どもに不自然な傷やあざがある
- ・子どもが家の外に締め出されている
- ・いつも同じ衣服、汚れた衣服を着ている
- ・子どもの前で夫婦ゲンカをしている
- ・夜間に子どもだけで留守番をさせている

保護者が「しつけ」「子どもにとって必要なこと」だと思っても、子どもの心や体が傷つく行為は「児童虐待」になります。

虐待は、どの家庭でも起こりうる身近な問題です。もし「児童虐待かも？」と思っても、「違ったらどうしよう」と相談をためらうと、そこに虐待があった場合、子どもは被害を受け続けることになります。虐待のサインを少しでも感じたら、ためらわず相談してください。

子育ては、気力・体力を使いとても大変です。子育ての大変さを家族や周囲の人にわかってもらえず保護者自身も苦しんでいたり、孤独によりそのストレスを子どもに向けてしまったりすることもあるかもしれません。保護者を責めるだけでは問題は解決しません。保護者だけで抱え込まないように、周囲の温かい支えが必要です。地域みんなで声かけや支援を行い支えていきましょう。

また、市家庭児童相談室でも子どもに関する相談を受け付けていますので、気軽にご相談ください。地域の民生委員・児童委員および主任児童委員も相談に応じています。

## 相談先(電話は24時間対応)

イチハヤク

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189(通話無料)

ナヤミゼロ

市家庭児童相談室 ☎0288-30-7830

※連絡した方の秘密は守られます。匿名でも構いません

## 農業者年金へ加入しましょう

～農業者年金の特徴とメリット～

くわしくは 農業委員会事務局 ☎0288(2)5173

農業者年金は、「農業者の老後生活の安定・福祉の向上と農業者の確保に資すること」を目的とする公的年金で、昭和45年に創設され、平成13年に現在の制度となりました。

### 加入資格

年間60日以上農業に従事している、国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料納付免除者を除く)で、20歳以上60歳未満の方、または60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者

※国民年金基金や確定拠出年金(イデコ)との重複加入はできませんのでご注意ください

※国民年金の付加年金への加入が必要です

※令和4年5月1日から加入可能年齢が65歳まで引き上げられました

### 保険料

自分で保険料を決められます(いつでも見直し可能)。

月額2万円を基本として、最高6

万7,000円まで

千円単位で選択できます。



### 一生受け取れる終身年金です

年金は亡くなるまで受け取れ、仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずの農業者老齢年金を死亡一時金として遺族が受け取れます。

※農業者年金基金のホームページ(<https://www.nounen.go.jp/>)や、シミュレーターを使って年金受給額試算が簡単にできます

### 税制面の優遇措置があります

納付した保険料は全額(年間12万円)80万4,000円)社会保険料控除の対象になります。

一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方は、国から月額最高1万円の保険料補助があります。